

介護保険制度が改正

高齢者が自立した生活を
送れるよう改正

介護保険制度は、21世紀の高
齢化社会でも安心して暮らせ
る社会にするため、社会全体で
支える仕組みとして平成12年
度に始まりました。

介護保険制度については浸
透、定着してきましたが、軽度
の要介護認定者数や施設サー
ビス利用者の偏りなどによっ
て介護給付は年々増加傾向に
あり、さらに今後認知症の高齢
者や一人暮らしの高齢者世帯
の増加も予想されます。

今後ますます進む高齢化。
これからも制度を持続してい
くためには、高齢者が元気で自
立した生活を送ることができ
る環境づくりが求められます。

介護保険制度は3年に1度
見直されていますが、今回は介
護予防を目的としたサービス
や、地域で自立した生活を続け
るための支援を受けられる体
制をつくっていくこと、制度改
正が行われました。

この4月から改正された主な
内容についてお知らせします。

主な改正内容

介護の予防重視へ
要支援、軽度の要介護の人が大幅に増加したり、
サービスが介護状態の改善につながっていないこと
から、介護予防（高齢者の自立支援を目標とした）
することを重視した仕組みへと転換しました。

要介護区分の変更
従来の「要支援」と「要介護1」の一部を「要支援
1」「要支援2」に区分し、介護予防マネジメントに
基づいて、生活機能の向上をめざすための介護予防
サービスを提供するようになりました。（表1参照）

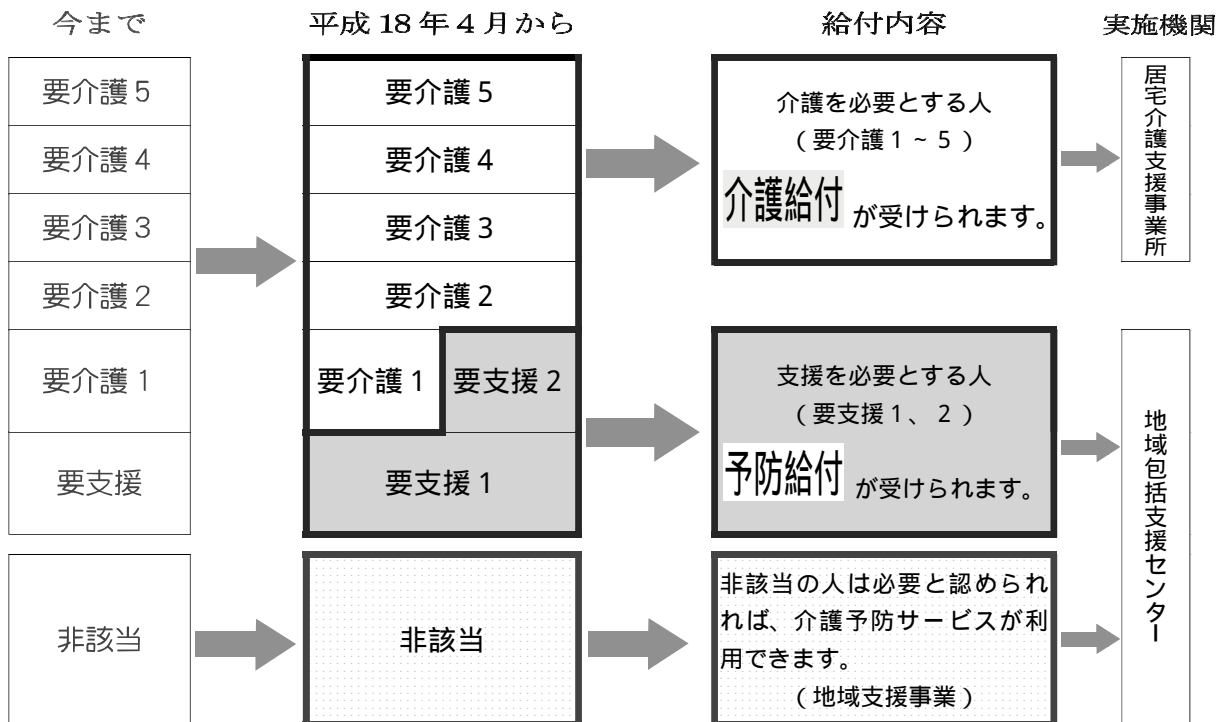
新予防給付の創設
要支援の人が要介護状態にならないよう、要介護状
態の改善・重症化防止を目的に実施します。

地域支援事業の創設
すべての高齢者を対象に、要支援・要介護状態にな
らないよう介護予防を進めています。

施設給付の見直し（平成17年10月から実施）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型
医療施設と短期入所利用者の居住費・食費が自己負
担になりました。ただし、所得が一定以下の人につ
いては、新たに負担減額制度を設けました。

地域密着型サービスの創設
高齢者一人ひとりが住み慣れた地域での生活が続け
られるよう、地域密着型サービスを設けました。
（グループホームなど）

新しい要介護区分（表1）



65歳以上の人の保険料 (H 18.4.1 ~ H 21.3.31)

所得段階	対象者	保険料率	月額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者	4,500円 × 0.5	2,300円
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人	4,500円 × 0.5	2,300円
第3段階	住民税非課税世帯であって、利用者負担第2段階以外の人	4,500円 × 0.75	3,400円
第4段階	住民税課税世帯で、本人が住民税非課税の人	4,500円 × 1.0	4,500円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円未満の人	4,500円 × 1.25	5,600円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上の人	4,500円 × 1.5	6,800円

これまでの第2段階を細分化

地域包括支援センターを
「地域包括支援センター」を
設置しました。

は、高齢者が住み慣れた地域
で自立した生活を送ること
ができるよう、保健師、主任
介護支援専門員等を配置。
介護予防、高齢者や家族に対
する相談や支援、高齢者の権
利擁護、地域の介護支援専門
員への支援・助言、予防給付
のケアプランの作成などを
行います。

在宅介護支援センターを
名称変更

地域包括支援センター

高齢者の生活を総合的に支援

65歳以上の人（納め方は年金
額によって2種類あります）
年金が年額18万円以上の人
特別徴収¹年6回の年金の

40歳から64歳の人
加入している医療保険に
よって保険料額が決められ、
医療保険料と併せて納めます。

保険料の納め方

詳しくは役場健康福祉課
までお問合せください。

ここが変わりました！

新たに遺族年金と障害年金
が特別徴収の対象になりま
した。

65歳以上の人の
保険料段階を見直し

65歳以上の人の保険料は、
市区町村ごとに所得に応じ
て基準額が決められ、それ
もとに月額保険料が決めら
れます。平成18年4月から

の保険料は、所得が低い人へ
の負担を配慮した保険料設
定にするため、これまでの第
2段階を細分化し、日野町で
は6段階に設定しました。
月額基準額は4500円で、
第2期（平成15〜17年度）
と同額で設定しています。

なお、平成18年、19年につ
いては、税制改正により、課
税になる人が増えると考え
られるので、第4・第5段階
に該当する人には、急激に保
険料が上がらないよう、段階
的に引き上げる緩和措置を
行います。

定期払いの際に、介護保険料
があらかじめ差し引かれま
す。
年金が年額18万円未満の人
普通徴収²送付される納付
書類にもとづき、介護保険料
を個別に納めます。

介護保険・権利擁護など、
詳しくはおたずねください。

地域包括支援センター
(電話 72 1852)
役場健康福祉課
(電話 72 0334)

保険料を納めていないと...

特別な理由もないのに保
険料を納めないでいると、
滞納期間に応じて保険給付
が制限される場合があります。
介護が必要となった時の
ためにも、保険料はきち
んと納めましょう。

~保険料支払いは便利な口座振替で~

決められた日に保険料が自動
的に引き落とされる口座振替。
納めに行く手間が省け、納め忘れ
の心配もありません。
手続きは町内の各金融機関か、
役場住民課でできます。